

議会報告

みんなの秩父

発行
日本共産党
秩父市議団



一二月定例議会報告

日本共産党 秩父市議団

一二月議会定例会は11月29日から12月14日までの16日間の会期で開かれました。議案は市道の路線変更・廃止各1件、条例の一部改正8件、条例の廃止1件、28年度補正予算8件など、市長提出議案が19件、議員提出議案が7件の計26議案でした。他に9月議会に提案され決算審査特別委員会に付託されていた27年度決算認定案件11件が採決されました。議事の主なものと一般質問の内容(要旨)についてお知らせいたします。

27年度歳入歳出決算認定に反対

一般会計・水道事業会計など5会計

一般会計については、受任事務事業であるマイナンバー整備事業費の一部が自治体負担となつていないこと。市役所本庁舎建設費ではスライド条項適用により総工事費が65億円の枠内に収まらないことが明らかとなり、事業そのものへの市民の信頼を損なっていること。全体的には高額な歳入歳出差引残高、不用額を発生させ、多額な基金積立を行っている裏で格差の拡大、貧困、生活困窮など、公的支援を必要としている市民に対する施策が満たされていないこと。水道事業との関

係では、浦山ダム建設負担金と固定資産税・水利権との関係の問題、施設更新工事の積残しによる多額の不用額、こうした大きな問題を残したまままで広域移管することの問題も指摘し、一般会計及び水道事業会計の決算認定に反対しました。

国保・介護・後期高齢者医療特別会計については、住民福祉の向上を第一義的に考えなければならぬ地方自治体として大きな障害となつている制度上の問題を含め、国・県に対して意見具申していく姿勢こそが求められていることを指摘して、反対しました。

南スーダンから自衛隊の速やかな撤退を求める意見書

南スーダンPKO(国連平和維持活動)をめぐる、安倍晋三内閣は、10月末で期限が切れることになっていた自衛隊の派兵期間を来年3月末まで延長することを10月25日に閣議決定した。また、11月15日には、20日から派兵する自衛隊部隊(第11次隊)に新たに「駆けつけ警護」の新任務を付与することを閣議決定した。

周知の通り、PKO法は、①「武力紛争」停止の紛争当事者間の合意(停戦合意)②紛争当事者のPKOと自衛隊参加への同意(受け入れ同意)③PKOの中立的立場の厳守(中立性)④以上の原則のいずれかが崩れた場合の自衛隊の撤収⑤必要最小限の武器使用-という、いわゆる「PKO参加5原則」を定めている。

南スーダンでは2013年12月に大統領派と副大統領派(当時)の対立で内戦状態に陥り、昨年8月に「和平合意」したものの、今年7月には自衛隊が駐留する首都ジュバで戦車や攻撃ヘリなども使った大規模な戦闘が起き、数百人が死亡している。両派の戦闘はその後も続いており、「武力紛争」状態にあることは紛れもない事実である。

しかも、当事者である前副大統領が「和平合意は崩壊している」と語るなど、「PKO参加5原則」で掲げる紛争当事者間の「停戦合意」が完全に崩れていることは明白である。国連安全保障理事会は8月、「文民保護」を理由に事実上の先制攻撃の権限を与えたPKO部隊の増派を決めており、そもそも「中立性」の原則も成り立っていない。

政府はPKO法定改定に際し、「駆けつけ警護」の武器使用について、「受け入れ同意が安定的に維持されていること」を前提にした。しかし、南スーダンでは、政府軍によるPKOへの攻撃など敵対行為が頻発しており、新任務の付与など論外と言わざるを得ない。

よって、政府においては、南スーダンから自衛隊を直ちに撤退させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

南スーダンから自衛隊の速やかな撤退を求める意見書

KO決

一昨年の9月 強行採決された 戦争法(安保法)の施行に伴い、新たに「駆けつけ警護」任務を付与された自衛隊部隊が南スーダンに派遣されました。

そもそも南スーダンは昨年7月以来内戦状態にあるなど既にPKO派遣5原則を満たしていないことは、この間数次にわたる国連機関の諸報告によっても明らかです。従って「南スーダンから自衛隊の速やかな撤退を求める意見書」を提出しましたが、賛成は共産党3と無党派2の5議員のみで他の議員16名の反対により否決されてしまいました。

残業時間の上限規制など労働時間の規制強化を求める意見書

残業時間の上限規制など労働時間の規制強化を求める意見書

大手広告代理店「電通」の女性社員が昨年12月に自殺し、長時間労働が原因と労災認定された問題で、厚生労働省東京労働局は11月7日、強制捜査に乗り出した。

長時間労働や過密労働などで心身の健康を損なう人、命まで落とす人が後を絶たない。過労死・過労自殺の件数は、労働災害補償を申請した人だけでも毎年500人近くに及ぶが、これも氷山の一角にすぎない。

労働基準法では、労働時間は1日8時間、週40時間と決まっている。これを超えて働かすときには労働組合との協定などが必要ですが、強制力はなく事実上野放しとなっている。「電通」の女性社員の場合も、協定では月70時間までとされていたが、実際の残業は131時間に及んでいた。

健康を無視した働き方・働かせ方を法律で規制し、1日8時間、週40時間以内の労働で、まともに暮らせる社会を実現することは、政府も「働き方改革」の筆頭に長時間労働の是正を掲げているように、待ったなしの課題となっている。

ところが、秋の臨時国会で政府が成立をめざしている「労働基準法の『改正』案」には、残業時間の上限規制や勤務間のインターバル規制はなく、「残業代ゼロで働かせ放題」を合法にする「高度プロフェッショナル制」や、不払い残業の温床となる「裁量労働制」の拡大が盛り込まれている。これでは、過労死・過労自殺を防止するどころか、長時間・過密労働をまん延させる長時間労働促進法案と断ぜざるを得ない。

よって国におかれては、「労働時間規制の適用除外の拡大」(高度プロフェッショナル制度)や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」を盛り込んだ労働基準法「改正」案を廃案にするとともに、以下の対策を盛り込んだ労働基準法の改正を行うよう強く求める。

- 記
1. 時間外労働の上限として当面、「限度基準」を法定化し、労働基準法に規定する「36協定」の特別条項を廃止すること。
 1. 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「勤務間インターバル制度」を導入すること。
 1. 夜勤交替労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

KO決

大手広告会社電通の女性社員が自殺し、長時間労働によるものと労災認定された事件は、社会に衝撃を与えました。その後社長が引責辞任する等様々な影響を与えています。私たちは①時間外労働の上限として「限度基準」を法制化する事 ②11時間以上の「勤務間インターバル制度」を導入する事 ③夜勤交替労働の採用事業を制限し、法定労働時間を日勤労働者より短くすることを求める意見書を提出しましたが、これも賛成は共産党の3名と無党派の清野、金崎の5議員のみで残念ながら否決されました。